

＜教育ローン利子補給事業 申請対象者整理表＞

各修学資金制度の対象要件		教育ローン利子補給事業の対象要件						
		保護者等が県内に1年以上在住している			保護者等が県内に1年以上在住していない			
		県内の高等学校等を卒業	県外高等学校等を卒業	高校卒業程度認定試験に合格(※1)	県内高等学校等を卒業	県外高等学校等を卒業	高校卒業程度認定試験に合格(※1)	
		平成31年度以降に医学部へ進学	令和5年度以降に医学部へ進学	平成31年度以降に医学部へ進学	令和5年度以降に医学部へ進学	令和5年度以降に医学部へ進学	令和5年度以降に医学部へ進学	
教育ローン利子補給事業の利用可否(茨城県修学資金と併用しない場合)		○	×	○	×	×	×	
茨城県修学資金の利用可否	医師修学資金	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者 (1)茨城県外の大学(大学院を除く)の医学部に在籍する者で、次のいずれかに該当する者 ①茨城県内の高等学校等を卒業(見込みを含む)した者 ②茨城県内に居住する者の子 (2)筑波大学医学群医学類に在学する者(県内出身・県外出身は問わない)	○	○	○	○	○ ※筑波大学のみ	○ ※筑波大学のみ
	地域医療医師修学資金(地域枠)	(1)県内対象 次のいずれかに該当する者 ①県内の高等学校等を卒業(見込みを含む)した者 ②県内に居住する者(※)の子 ※出願時において茨城県内に3年以上居住していること	○	○ ※保護者等が県内に3年以上居住している場合のみ	○ ※保護者等が県内に3年以上居住している場合のみ	○	—	—
		(2)全国対象 各年度において、次に該当する者 ・筑波大学「入学者選抜要項」の「出願資格及び出願要件」を満たす者 ・昭和大学「入学者試験要項」の「出願資格」を満たす者 ・順天堂大学「医学部学生募集要項」の「出願資格」を満たす者	○	○	○	○	○	○
	海外対象医師修学研修資金	外国(※1)の医学校の外国医学課程(※2)に在学する者であって、茨城県知事が指定する医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者 ※1 貸与者と継続して連絡を取り合い、面談等を行う必要があることから、入学のあっせんから在学中の生活、学業の支援を一貫して行っている医科大学事務局が日本国内にある大学 ※2 卒業後にEU(欧州連合)又は米国いずれかの州の医師免許が取得できる課程	○	○ (海外の高等学校等を卒業した場合を含む)	○	○	○ (海外の高等学校等を卒業した場合を含む)	○
茨城県修学資金との併用の要否(※2)		不要	必須	不要	必須	必須	必須	
教育ローン利子補給事業でご利用可能な金融機関		株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫	株式会社常陽銀行のみ	株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫	株式会社常陽銀行のみ	株式会社常陽銀行のみ	株式会社常陽銀行のみ	

※1 高校卒業程度認定試験に合格者の方は、ご自身が進学(希望)先の大学の出願資格等を満たすかどうか、必ずご確認のうえ、各種制度に申請してください。

※2 修学資金等との併用の要否欄が「必須」となっている方は、茨城県修学資金等と併用する(している)場合に限り、教育ローン利子補給事業に申請可能となります。